

第3章

地域福祉推進の重点施策

地域福祉を推進するための施策は、前章の基本理念を踏まえ、基本目標ごとにそれを実現するためのものでなくてはなりません。以下では、基本目標ごとに「住民主体の活動」と「市としての政策・社会福祉協議会の取り組み」にわけて、地域福祉計画で実現していく重点施策を明示します。

この章の構成について

まず、基本目標 1～5 のそれぞれを実現するための主な取り組みの全体像を示します。

次に、「住民主体の活動への提言」「市としての政策・社会福祉協議会の取り組み」のそれぞれについて、その内容を具体的に記述していきます。

「住民主体の活動への提言」では、地域福祉計画編集委員会で協議した「活動の具体例」とともに、100人委員会が出された意見を抜粋した「100人委員会からの意見の抜粋 こんな意見も出されました！」もあわせて掲載しました。



松阪市地域福祉計画編集委員会の様子

第1節 基本目標1「絆 人と人とのつながりのあるまち」を実現するために

地域の絆を強め、人と人とのつながりをつくり出していくために、以下のような取り組みを住民と行政、社会福祉協議会が協力して進めます。

絆

人と人とのつながりのあるまちを実現するための取り組みの概要

住民主体の活動への提言

- あいさつ運動を推進しましょう
- 宅老所を立ち上げ、充実させていきましょう
- 対象を限定しないみんなで楽しめる行事を進めましょう
- 地域の子どもやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を進めましょう
- 地区行事をみんなで計画し、年代の輪を広げる取り組みを進めましょう
- 隣近所・向こう三軒両隣の助け合いを復活させましょう

市としての政策・社会福祉協議会と取り組み

- ボランティア活動を支援します（社会福祉協議会）
- 地区福祉会活動を支援します（社会福祉協議会）
- 宅老所の活動を支援します（社会福祉協議会）
- 地域活動・総合相談専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置を検討します（市・社会福祉協議会）
- （仮称）松阪市保健・医療・福祉総合センターを設置します（市）



100人委員会の様子

1. 住民主体の活動への提言

⑧ 活動の具体例

こんな取り組みを進めましょう

あいさつは地域の絆の基本・「仲良くしよう！」という合図です

中学生や高校生は、自分からあいさつすることが気恥ずかしくなる年代です。このため、大人のほうから積極的に、粘り強く声をかけ続けてみてはどうでしょうか。福祉の活動というとなかなか踏み出せないかも知れませんが、まずは地域の子どもたちに自分からあいさつすることを進めてみてはどうでしょうか。みんながあいさつし合える地域になれば、地域の絆も深まるはずです。

こんな取り組みを進めましょう

宅老所活動を広げていく取り組み

昼間の地域の集会所は結構使用されていないことが多いものです。集会所を利用して利用者が参加者も気軽に無理なく参加でき、地域のたまり場となるような宅老所を開設してはどうでしょうか。地域のみなさんとお話しできることを楽しみにしている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。活動が軌道にのってきたら、夏休みなどに地域の子どもたちと交流することで世代間交流を進めることもできます。

こんな取り組みを進めましょう

テーマをもった出会いの場の企画

幅広い地域の人に参加できるようなテーマ性のある「出会いの場」を企画することで、地域の交流を活発にすることができます。また、参加しやすい環境を整えることも大切です。障がい者は交通手段の確保に悩むかもしれません。子育て中の親御さんには託児のボランティアが必要かもしれません。幅広い層が参加できるような工夫も必要なのです。参加しやすい時期や、時間帯を配慮することも必要です。

こんな取り組みを進めましょう

地域の見守りで孤独死のないまちへの取り組み

高齢者が死後数日から数ヶ月経って発見される「孤独死」が都市部だけではなく、地方でも報告されています。孤独死をなくしていくためには、ひとり暮らしの高齢者の見守りを地域で進めていく必要があります。近所の高齢者を、誰が見守っていくのか、役割分担をして進めていく必要があります。将来は、中学生や高校生が、ひとり暮らしの高齢者を下校時に安否確認するような世代間交流も取り入れていけるといいのではないのでしょうか。

あいさつは、「仲良くしよう」「一緒にやりましょう」という合図です。直接的な福祉活動ではありませんが、生き生きとした絆のある地域を思い浮かべたとき、まずその基本にあるのが、みんながお互いに「おはよう」「こんにちは」「最近どうですか」「暖かくなりましたね」といったあいさつを気軽に交わせることではないでしょうか。まずは、出会った人に声をかけること。それが絆を深める出発点だと考えたのです。「おあしす運動」(☺はよう、☹ありがとう、㊦つれいします、㊧いません)に積極的に取り組んでいる地域もあります。

地域での見守り活動を進めることも、地域の絆を深める活動につながっていきます。登下校時の子どもたちを高齢者が見守り、パトロールすることで、子どもたちとのあいさつや会話も増え、交流の機会が広がっていくはずです。また、こうした活動は、地域の防犯活動や孤独死の防止にもつながっていきます。

要介護状態ではなくても高齢者が引きこもりがちにならないよう、歩いて通える範囲に様々な人が集えるサロンの役割を果たす宅老所の活動を広げていきます。また、宅老所も高齢者だけではなく、地域の様々な人が集える場としてその役割を拡大していくことが求められます。

さらに、地区福祉会などを単位として様々な人が集い、ふれあうという出会いの機会を増やしていくことが重要です。地域の人との様々な出会いを通じて、つながりがつくり出され、絆が深まっていくのではないのでしょうか。そのためにも、様々な人の出会いの機会を増やす取り組みが必要です。

こうした一環として、地区福祉会の取り組みに、積極的に高齢者や障がい者、子どもたちがふれあえるような機会を取り入れていきます。具体的には、地区行事などで積極的にこうした様々な世代や様々な人々がふれあえるような機会をつくっていくことが大切です。

こうした活動を通じて、隣近所・向こう三軒両隣の助け合いを松阪市の「地域福祉文化」として定着させていきます。

100人委員会からの意見

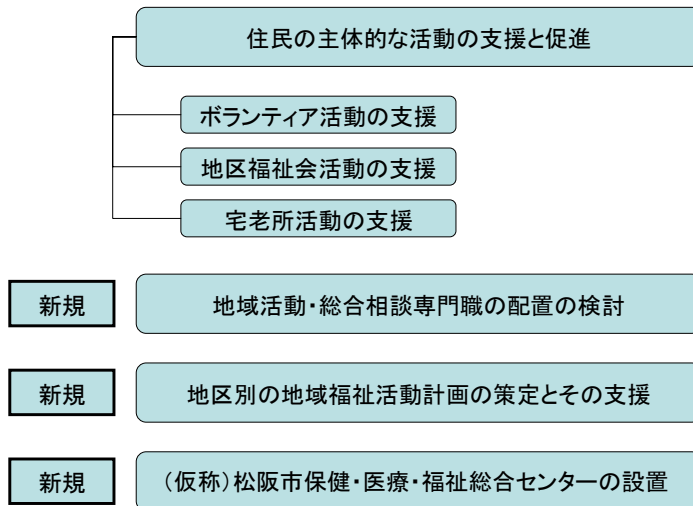
こんな意見が出されました！

- ◇ みんなが楽しく遊べる場所づくりを進める
- ◇ 老人と子どもたちとのふれあい会食の実施
- ◇ スポーツができる場づくりを推進する
- ◇ 地域の人との交流を良くする手段として、行事とか催事を多くしてお互いに顔見知りとなるようにする
- ◇ 軒下にベンチなどを置き、休みどころをつくる
- ◇ 歩行者専用道路のところどころにベンチを置き高齢者が会話できるようにする
- ◇ 地区行事をみんなで計画し年代の輪を広げる
- ◇ 向こう三軒両隣の復活
- ◇ 一人暮らし高齢者の見回り・声かけを平素からするようにする
- ◇ 地域の協力で老人の集いの場、ふれあいの場を確保
- ◇ 子どもとの井戸端会議
- ◇ 町内の子どもと老人のふれあい・登下校は老人が同行する
- ◇ 小学校の登下校時の見回り・送迎をする
- ◇ 気軽に集える場所の確保
- ◇ あいさつ運動の推進をする
- ◇ ボランティアの人にあいさつ運動をしてもらう
- ◇ あいさつ運動！子どもも大人も
- ◇ 私有地（空き家等）を貸してもらい利用する
- ◇ 公共施設などを開放してもらい利用する
- ◇ 河川敷を利用する
- ◇ 空家・空き地・公園の利用
- ◇ 集会所・公民館の利用
- ◇ 一斉奉仕を通じての交流
- ◇ 指導者の確保（老人クラブ、公民館等）

2. 市としての政策・社会福祉協議会の取り組み

市や社会福祉協議会は、こうした住民の主体的な取り組みを支えていく必要があります。そのために、以下のような取り組みを今後も継続して進めていきます。

② を具体化する政策・取組みの体系



(1) 住民の主体的な活動の支援と促進

人と人とのつながりをつくり出していくためには、住民の主体的な活動を支援・促進し、地域を元気にしていかなくてはなりません。松阪市では、ボランティア活動、地区福祉活動、宅老所の活動促進などを通じて、こうした住民の主体的な活動を支援していきます。

① ボランティア活動の支援〈社会福祉協議会〉

<現状>

松阪市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター(松阪市福祉会館)では、平成18年度(2006年度)に地域のボランティア活動者からの意向を踏まえ、知識・知恵・技術を学び、幅広く活躍していただくためのレクリエーション講座や、配食・給食ボランティアグループのための調理講座、災害時のボランティア養成のための災害ボランティア講座など各種講座を開催してきました。

<課題>

- ◇ 夜間の講座などは参加者数が少なく、今後の課題となっています。
- ◇ また、レクリエーション講座や調理講座、防災講座など単発で終わらせずに、継続した取り組みへとつなげていくことを意識した講座づくりが必要です。
- ◇ 講座への若者の参加が少ないことも課題として挙げられています。

<取り組みの方向>

- ◇ （魅力ある講座づくり）今後とも地域のボランティアグループなどと相談しながら、本当に意味のある有意義な講座づくりを進めていきます。
- ◇ 参加者を増加させるために、魅力ある講座づくりとともに広報の仕方などを工夫していきます。
- ◇ （若者のボランティアを広げる取り組み）学生や若者がボランティア活動に参加しやすいような環境づくりとそのために魅力ある講座を開発します。

②地区福社会活動の支援<社会福祉協議会>

<現状>

地区福社会は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民参加の福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。その使命は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進だといえます。そのために、社会福祉協議会では、事業を分担し、地区の実践活動を行って地区のニーズに応えることを基本とし、併せて地域の特性に合った独自の福祉活動を支援しています。

ア. 基本活動

地区福社会議の開催

福祉委員全員による総会、あるいは役員等による会議を開催し、地区福社会の1年間の活動、またはそれぞれ時節相応な活動に対する打ち合わせ会議を行っています。

福祉啓発活動

各地区での福祉活動への啓発を図るため、講演会、学習会、福祉・保健施設の見学、地区の「福祉だより」の発行等を行っています。

イ. ふれあい福祉活動

各地区福社会において、様々な人々の交流と地域での福祉活動推進のための各種のふれあい福祉活動の取り組みを支援しています。ふれあい福祉活動として取り組まれているのは、以下のような事業です。

ふれあい福祉活動の類型

活動類型	活動内容例
食事サービス	ひとり暮らし老人等昼食サービス、友愛訪問と夕食サービス等
集いの関係	敬老会、長寿を祝う（讃える）会、ふれあいの集い等
慰問・訪問関係	手紙の慰問、友愛訪問等
スポーツ関係	ふれあい球技大会、グランドゴルフ大会等
施設等交流関係	ふれあいもちつき大会等
親子行事関係	ふれあいマラソン大会、囲碁・将棋大会、魚つかみ大会等
地域行事関係	ふれあい防災訓練、凧揚げ大会、健康花見会等

ウ. 選択活動

要援護者等食事会（26 地区実施）

- ・地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事会（配食サービスを含む）を実施し、地域における福祉ネットワーク活動や見守り活動の推進を図っています。

在宅介護者の集い（7 地区実施）

- ・地域の寝たきり老人等の介護者を対象に、介護技術等の講習、介護者同士の交流、一息活動、食事会等を実施し、当事者組織の育成を図っています。

小地域助けあいネットワーク活動（6 地区実施）

- ・在宅要援護者（ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障がい者世帯等）に対し、小地域での見守り、助け合いを目的とした援助活動の推進のための助け合いネットワークの形成を進めています。

防災ネットワーク活動（7 地区実施）

- ・災害時要援護者に対し、小地域での見守り、助け合いを目的とした援助活動の推進のための防災カルテの作成を進めています。また、防災講演会や研修会を実施することで地域防災意識の向上も図っています。

地域ボランティア講座（5 地区実施）

- ・地域福祉・ボランティア活動に関する講座・学習会等により啓発活動を実施しています。

<課題>

- ◇ 住民協議会との関係を関係者で協議・整理する必要があります。
- ◇ 感動できる事業、社会情勢に応じた新しい事業を開発していくことが求められます。
- ◇ 高齢者だけではなく、子どもやその親、団塊世代に向けての事業展開と参加を促していく必要があります。
- ◇ 地域における福祉サービス（活動）への取り組みに格差があるのが現状です。
- ◇ コミュニティビジネスへの取り組み等を促し、自己財源の確保を図っていく必要があります。
- ◇ おおむね小学校区単位で事業実施していますが、他の福祉会との連携が現状では不十分です。

<取り組みの方向>

- ◇ 住民が主体となって地域につながりをつくり出していく小地域活動の拠点として、地区福祉会活動を見直し、市、社会福祉協議会が活動の支援を継続して行っていきます。
- ◇ 高齢者や子ども、その親、障がい者、団塊の世代など様々な人が参加できるような地区福祉会活動の活性化を支援します。
- ◇ コミュニティビジネスへの取り組みなど、自己財源確保への取り組みを支援し

ます。

- ◇ 福社会同士のつながりを持ち、より活発な地域活動を推進していけるよう連絡協議会組織を設置し、情報交流を活発にすることで活動の活性化を図ります。
- ◇ 選択活動をできるだけ多くの地区福祉会が取り組むことができるよう、支援していきます。

③宅老所活動の支援<社会福祉協議会>

<現状>

高齢者が家に閉じこもりがちになったり、寝たきり状態になると、家族以外の社会と断絶しがちになり、結果として生きがいをなくしてしまいます。宅老所は、元気な高齢者に、寝たきり状態の高齢者やひとり暮らしの高齢者など家に閉じこもりがちな人を加えた数人（4～10人）の集まりをつくることで、高齢者の生きがいを支え、認知症などを防ぐことを目的とします。この場合、高齢者とはおおむね60歳以上の人をいいます。

下記のように、現在の松阪市内宅老所数は、157団体が活動しています。

157団体の各管内の内訳

本庁管内	114 団体
嬉野管内	9 団体
三雲管内	14 団体
飯南管内	19 団体
飯高管内	1 団体

- 平成17年（2005年）12団体（本庁管内10 嬉野管内1 飯南管内1）
- 平成18年（2006年）23団体（本庁管内13 嬉野管内3 三雲管内7）
- 平成19年（2007年）（10月17日現在）11団体（本庁管内3 嬉野管内2 三雲管内5 飯高管内1）

<課題>

- ◇ 宅老所の代表者として活動していただいている住民が、高齢化してきています。
- ◇ 代表者及び会員の間で、宅老所と老人クラブの区別が曖昧となる場合もあるようです。
- ◇ 宅老所（定員10人程度）が満員であるため、利用できない高齢者も出てきています。
- ◇ 宅老所の活動がマンネリ化してきているという指摘もあります。

<取り組みの方向>

- ◇ 開設数の少ない地域などで、気軽に歩いて通える範囲に宅老所を開設し、高齢者の閉じこもりや、介護予防、仲間づくりなどの活動をより一層進めていきます。
- ◇ 活動内容に介護予防的な活動を取り入れていき、代表者には看護師や健康運動

士などの資格をもった方が指導していくことなどを検討し、既存の宅老所を活性化させていく方策を検討します。

（２）地域活動・総合相談専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の配置の検討<市・社会福祉協議会>

上記のような様々な住民の主体的な活動を促し、地域の絆や人と人とのつながりをつくり出していくためには、それを支援する専門職員が不可欠です。松阪市社会福祉協議会の職員が中心となり、行政もそれに協力しながらこうした支援を行っていく必要があります。その際には、地域のニーズや課題の掘り起こし、福祉活動のお手伝いをし、様々な相談にのるといった地域に密着した支援を行う必要があります。そこで、小地域を単位として地域活動や、福祉に関する総合的な相談にのることができるような担当地域を限定した専門職を配置することを検討します。専門職を配置する単位や、業務内容、必要とされる専門性や研修のあり方などに関しては、今後検討委員会をもうけるなどして、検討していくとともに、市の進める地域マネジメントシステムの構築との関連も検討します。

（３）地区別の地域福祉活動計画策定とその支援<社会福祉協議会>

地域の絆や人と人とのつながりは、お互いの顔の見える範囲で最も必要とされ、効力を発揮していくものです。地区福祉会（おおむね小学校区単位）でそれぞれの地域性を活かしながら、地域の絆やつながりを深めていく活動を活発化させていくために、平成20年度（2008年度）におおむね小学校区を単位に地域福祉活動の具体的な目標を定め、活性化させていくための「地域福祉活動計画」を策定することを社会福祉協議会が中心となって支援します。計画策定を通じて、地域の課題を明らかにし、ニーズを掘り起こし、地域の絆を深め、つながりのあるまちを小地域から実践していくことを目指します。

（４）（仮称）松阪市保健・医療・福祉総合センターの設置<市>

近年の出生率の低下による少子化、急速なスピードで進行する高齢化をはじめ、国際化や情報化の進展、人口・経済・財政などが収縮する中、市民意識の変化やニーズの多様化に即応するため、保健・医療・福祉の施策の充実や地域社会の活性化等の推進が求められています。このような時代の流れを踏まえて、市民だれもが健康で生きがいを持ち、生涯を安心して暮らすことができる社会の実現のために、幅広い保健福祉人権サービスの提供、地域福祉活動の推進、すべての人の交流・連携による活力の創生機能等を備えた保健・医療・福祉・人権の複合的拠点施設の整備を進めます。